

平成30年度事業計画書

平成30年3月

社会福祉法人 千葉県共同募金会

I 事業方針

赤い羽根共同募金は、昭和22年の開始以来70年以上にわたり、多くの個人や企業、千葉県共同募金会市町村支会（以下「市町村支会」という）、千葉県及び市町村社会福祉協議会（以下「社協」という）をはじめとする関係団体等に支えられ募金運動を展開するとともに、各時代における福祉課題に合わせた助成を適時適切に行い、民間の地域福祉活動を財政面から支援する重要な役割を果たしてきた。その結果、現在では赤い羽根共同募金の名前は、子どもから高齢者まで誰もが知っている広く定着したものになっている。

しかし、千葉県の募金額は平成7年度の9億9,330万円をピークに年々減少し、平成28年度実績は6億9,000万円余りで、平成29年度においてもさらに大幅な減少となる見込みである。この傾向が今後も長く続くとこれまで共同募金が担ってきた役割を一部行うことが難しくなる事態も想定される。

一方で、近年の地域社会を取り巻く環境を見ると、少子高齢化の進行、所得格差の拡大や住民の価値観の多様化などによって、地域福祉の課題は多様さ複雑さを増しており、特に生活困窮者や孤立する人々の救済は喫緊の課題となっている。加えて、地震、台風、集中豪雨といった自然災害への備えや災害発生時における被災者・被災地への支援なども必要である。これら地域課題の解決を支援する共同募金の役割はますます重要となっているが、一般の人からは共同募金の名前は知っているが何をしているかわからない、募金しているが使いみちがわからないなどの声が聞かれる。

こういった状況を踏まえ、平成30年度は市町村支会等との連携を一層深めながら、以下の項目を重点に事業を展開する。

《重点項目》

(1) 共同募金への理解と参加の促進

募金額減少の要因として、共同募金活動に対する理解不足、特に若い世代を中心とした無関心が挙げられている。

そこで、共同募金を「知ってもらおう」ため、千葉県共同募金会（以下「県共募」という）と市町村支会が連携し、ホームページや新聞など様々な媒体を使った広報、当会オリジナルマスコットキャラクターを活用した広報、各種イベントへの参加など積極的なPRを行う。

また、助成事業についても、応募説明会をはじめ出前説明会の開催や助成事例の紹介などの情報発信を行う。

さらに、共同募金へ「参加してもらおう」ため、ボランティアによる募金活動の紹介やイベントへの参加機会の提供などを進める。

(2) 共同募金会の機能強化

共同募金運動が直面する課題を解決し、この運動を一層推進するためには県共募と市町村支会の機能強化が重要である。そのため、平成29年度から始めた市町村支会訪問（年18支会を予定）を継続するほか、職員研修やブロック別研修の開催、共同募金活動事例の共有などを進める。

また、市町村共同募金委員会（以下「市町村委員会」という）の設置については、課題整理を行うとともに全国の状況等について情報の共有を図り、今後の進め方を検討する。

(3) 企業・スポーツチームとの連携強化

企業・経済団体等と連携強化を図り、募金の増額に努める。

また、スポーツチームとの連携については、平成29年度に協働した2チーム（「千葉ロッテマリーンズ」、「千葉ジェッツふなばし」）と引き続き連携・協力して、ポスターの作成のほか、試合会場等でのPR活動・募金活動を行う。

さらに、新たに連携するスポーツチームの開拓に努める。

(4) 新たな募金手法の開拓

戸別募金について、地域の実情に合わせた新たな募金手法の開拓に努める。

また、企業・団体等を対象に募金付き自動販売機の設置促進、物品寄付制度の周知を図る。さらに、企業等と協働した新たなPRグッズや寄付金付き商品の開発などに努める。

II 事業計画

第1 共同募金運動の推進

1 全般的取組

- ① 共同募金の原点に立ち、住民はもちろん、社協、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、NPOなどの各種団体、社会福祉施設、さらには学校、企業等にあまねく協力をお願いする広汎な募金運動とする。
- ② 助成先には必ず赤い羽根マークの表示等を求め、報道機関へはイベントなど機会あるごとに積極的な情報提供を行う。加えて、共同募金の地元への還元・明るい地域づくりへの貢献をPRする。
- ③ 社協との連携を強化し、地域の福祉ニーズを把握し、孤立防止への取り組みを前面に出しながら募金活動を展開していく。
- ④ 中央共同募金会（以下「中央共募」という）企画・推進委員会より示された「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生～」（70年答申）における、市町村委員会の設置を支援するとともに、中長期的な視点をもった法人経営を進める。

2 戸別募金

平成29年度に実施したブロック会議の結果を踏まえ、次の項目を重点に行い戸別募金の増額を目指す。

- ① チラシ・資材・活動報告など広報活動を見直し、多くの方に共同募金の周知徹底を図る。
- ② 自治会の役員会等で説明する機会をつくり、より共同募金への理解を深める。
- ③ 学校や子どもたちを対象とした事業への助成を充実させ、共同募金の意義を若年層に広げるとともに、保護者の共同募金への理解を深める。
- ④ 市町村支会と社協が一体となり募金活動を行う。

3 街頭募金

- ① 駅・大規模商業施設等の人々が集まる場所で街頭募金を実施し、共同募金の周知に努める。
- ② 募金ボランティアを積極的に受け入れ、世代を意識した効果的な募金活動を実施する。
- ③ 特に若い世代を中心に募金の文化を広め、継承させるため、学校やボーイスカウト等を通して、児童・生徒・学生の募金ボランティアとしての参加協力を得られるよう努める。
- ④ 助成を受けた団体、社会貢献活動を検討している企業などに参加を働きかけ、広く市民が主体となった共同募金運動を推進する。

4 学校募金

- ① 募金の意義、募金が社会にどのように役立っているかについて理解を深めるため、子供向けパンフレット、組み立て式募金箱、壁新聞（A3判）を全学級に配布する。
- ② 福祉教育に力を入れている社協と連携し、学校を通じて子どもに赤い羽根共同募金の浸透を図る。
- ③ 教師の理解を深めてもらうため、教師用手引書を各学校に配布する。
- ④ 保護者の共同募金に対する理解を得るため、PTA会報などでPRに努める。

5 法人・職域募金

- ① 新たに協働する企業の開拓に努め、法人募金の強化を図る。
- ② 法人・企業の社会貢献意識が高まり、地域の一員として社会貢献活動への認識が高まってきているので、法人・企業に対して地域の福祉課題等を示し寄付をお願いする。
- ③ ダイレクト・メールのほか、企業・団体・区市町村等に可能な限り訪問し、共同募金の目的・助成・成果等を直接説明し、法人・職域募金の協力依頼を行う。
- ④ 職域募金は、カード募金・バッジ募金のほか、コイン募金（任意額募金）等を実施する。
- ⑤ 企業などと協働した新たなPRグッズや寄付金付き商品の開発に努める。
- ⑥ 企業等に対し物品寄付制度の周知を図る。

6 イベント募金

- ① 県共募・市町村支会等が連携し、市民祭・福祉祭・産業祭など、多くの人が集まる場所で募金を行う。
- ② スポーツチームとの連携について、平成29年度に協働した2チーム（「千葉ロッテマリーンズ」、「千葉ジェッツふなばし」）と引き続き連携・協力をし、試合会場等で県共募・市町村支会等が連携しPR活動・募金活動を行う。
また、新たに連携するスポーツチーム等の開拓に努める。
- ③ 機会あるごとに報道機関に対しイベントの情報提供を行うとともに、特に地元のテレビ局や地元紙には積極的に取材依頼を行う。

7 テーマ型（用途選択）募金

- ① テーマ型募金について、10月から翌年3月までの募金期間で実施する。
- ② 助成団体を4月から6月に公募する。
- ③ 全テーマ掲載のチラシ（A3判）を振込用紙付きで作成する。

8 その他募金

- ① デパート・スーパー・チェーン店・ゴルフ場等の集客施設に、「赤い羽根協力店」として通年又は募金期間中、募金箱の設置等を依頼する。
- ② 募金付き自動販売機の設置を促進する。
- ③ 受配者指定寄付金・受配者指定寄付以外の寄付金・物品寄付・遺贈寄付等多様な寄付を積極的に受け入れる。

9 NHK歳末たすけあい募金

日本放送協会・NHK厚生文化事業団との共催による、NHK歳末たすけあい募金については、社会福祉施設利用者が、明るい年末年始を過ごせることを目的に、募金活動を展開する。

- ① 募金の使いみち等を掲載した振込用紙付きのチラシ（A4判）を作成し、できるだけ多くの人・団体に、募金を呼びかける。
- ② 県市町村・国関係機関・外郭団体・県域（市町村域）団体及び企業等へ、法人・職域募金の協力依頼を行う。
- ③ 募金期間中、NHK千葉放送局や日本赤十字社千葉支部と連携し、募金受付を行う。

10 市町村歳末たすけあい募金

地域のたすけあいやささえあい活動等、住民の主体的な参加によって支えられている福祉活動を支援・推進することを目的に、各市町村の実情に沿った募金活動を実施する。

- ① 各支会において募金チラシの作成や広報紙への掲載等により、募金を呼びかける。
- ② 駅前やイベント会場、ショッピングセンター等での街頭募金を行う。

第2 助成

1 全般的取組

- ① 地域の切実な福祉課題・ニーズに適時的確に応え、共同募金に対する理解と共感が得られる助成を行う。必要に応じて、助成先関係団体等からニーズを聴取したり、助成説明会等を開催する。
- ② 助成決定のルールをホームページ等に掲載するなど、助成と決定プロセスの明確化・透明化に努める。
- ③ 全国共通スローガンである「地域から孤立をなくそう」を念頭に、特に人々の孤立防止に向けた支援を優先する。
- ④ 最近では地震や台風、大雨などの自然災害が頻発していることから、これらの自然災害に対するボランティア活動や防災・減災に向けた取り組みについて助成を行う。また、被災者や被災地に対する支援の取り組みについても、引き続き助成を行う。

2 一般募金・広域助成

- ① 民間の社会福祉事業、更生保護事業その他県内の社会福祉増進のため必要と認められる事業を対象に、県共募事務局が次に掲げる助成を行う。

なお、「翌年度助成」と「当年度助成」に分けて助成し、翌年度助成を原則とし、当年度に助成する緊急性・必要性が高いものに限り当年度助成とする。

ア 整備費助成

福祉施設や県域団体（県域にわたって活動する福祉団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）、任意団体をいう。）の機器、備品等購入費、新築・増築・改築等及び修理費、車両の購入費等を助成する。

助成率	基本基準額	算定額の最大 75%
	介護保険法に基づく施設	算定額の最大 50%
	NPO法人、任意団体	算定額の最大 90%
助成上限額	200万円	

イ 事業費助成

県域団体の事業、本会が特に認める政令都市において活動する福祉団体、NPO法人、任意団体の事業費を助成する。

助成率	基本基準額	算定額の最大 75%
	NPO法人、任意団体	算定額の最大 90%（※1）
助成上限額	上限額なし（※1の場合は100万円）	

ウ 用途選択助成（募金）

被災者支援、子ども・子育て支援、孤立防止、自殺防止、生活困窮者、障害者スポーツなどの事業にかかる団体・テーマを公募のうえ募金を実施し、選択され用途（団体・テーマ）の募金実績額を助成する。

エ 即応型助成

災害復旧等緊急を要する事業、または、県内の社会福祉の推進に特に資すると認められる事業に助成する。助成率と助成上限額はアとイに準じる。

- ② 事業完了後に、抽出により団体・施設の現地調査を実施し、団体の概要や助成金での整備状況、購入した備品の活用状況などを調査する。

3 一般募金・地域助成

各市町村社協を通じて、地域の切実な福祉課題やニーズに応え、地域福祉の推進にかかる翌年度事業について助成する。

市町村社協で行う事業をはじめ、各種福祉施設、恵まれない子どもたちや障害者、高齢者などに対する福祉サービスの支援へ助成する。

4 NHK歳末たすけあい助成

社会福祉法人、NPO法人、任意団体を対象に、年末年始に施設利用者が役立つ備品の購入費（設置費・修繕費含む。）を助成する。

5 市町村歳末たすけあい助成

各市町村社協を通じて、民間団体が実施する地域福祉を推進するための事業に対し助成する。

また、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに制度の狭間にある福祉課題の把握に努め、特に社会的孤立や生活困窮者などの生活課題を抱えた人々への支援の充実を図る。

第3 広報

1 全般的取組

- ① 広報の充実は、共同募金運動推進及び募金額増強に重要な役割を果たすので、住民、団体等に対し、あらゆる機会を通じ、共同募金が地域福祉に役立っていることを分かりやすく伝え、募金に理解・協力を得られるよう努める。
- ② 様々な要因によって孤立しがちな人々を支援する取組みに重点的に助成していることを、住民一人ひとりに強くアピールし、共同募金運動への理解と共感を得ることを主眼に広報活動を展開していく。
- ③ インターネット上の主たる情報発信源である当会 web サイトの内容をリニューアルし、募金活動の様子や使いみちを画像付きで紹介するなど、住民にとってより分かり易く、共同募金が身近に感じられる情報の発信を行う。
- ④ 各種スポーツチームや企業とのコラボによるPRを強化するなど戦略的に広報活動を展開していく。
- ⑤ 当会マスコットキャラクター「びわびよ」を積極的に活用し、寄付者、募金ボランティア、共同募金関係者等に広く周知していく。

2 各種イベントの実施

- ① 毎年実施している赤い羽根伝達式・発足式を、千葉県・千葉市・千葉県社会福祉協議会・千葉市社会福祉協議会・ANA・街頭募金奉仕団体等の参加・協力を得て、10月1日（月）に千葉市内で実施する。
- ② 市町村支会等と協力し、各種イベントで共同募金のPRをする。

3 募金計画・結果の公告

社会福祉法及び定款に基づき、目標額の決定に伴う募金計画の公告を共同募金運動のスタートに合わせ10月1日に、配分結果の公告を翌年4月上旬に、千葉日報に掲載する。

4 報道機関への情報提供等

- ① NHK千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムの協力を得て、運動期間中及び運動終了後において、中央共同募金会作成のテレビ・ラジオ用のスポットを流す。
- ② 各種報道機関へ募金・助成・使途公募など共同募金にかかる情報を積極的に提供する。
- ③ イベント募金等の情報提供や、助成を受けた団体等への取材依頼を行う。

5 インターネットの活用及びホームページの充実

- ① 「赤い羽根データベースはねっと」等インターネットによる情報発信に努める。
- ② ホームページ (<http://www.akaihane-chiba.jp/>) に共同募金チラシ、助成要綱・通知、助成結果等の掲載、協力者の紹介など、必要な情報をわかりやすく提供する。
また、県内の活動の様子や募金の使いみちがわかる内容を追加することで、住民の目に触れる機会を増やす。
- ③ フェイスブック等SNSを活用し、より早く具体的な情報を発信していく。

6 各種団体への周知依頼

県域（市町村域）団体に、地域組織・会員への広報等の周知及び共同募金への協力依頼を行う。

7 募金資材・広報資材の作成・活用

- ① 募金の結果や使いみちなどを掲載したチラシを作成し、戸別募金、法人・職域募金等で活用する。
- ② 広報資材・チラシについては、各支会の意見を聞き、住民がより共同募金について理解し、興味を持てるように改良をする。なお、費用対効果等を考慮した発注に努める。
- ③ 学校募金において、壁新聞（B2判）を各校に配布するほか、子供向けパンフレット・組み立て式募金箱・壁新聞（A3判）をセットで全学級に各1つずつ配布する。

- ④ 職域募金でコイン募金用大封筒を活用するなど、職域募金に協力しやすくする。
- ⑤ スポーツチームや企業と協働した資材を作成し、話題性を含め募金に活用する。
- ⑥ 当会マスコットキャラクター等を使った広報資材を作製し、人々に親しみある共同募金のイメージを定着させる。

8 ポスターの掲示依頼

- ① 県内の私鉄各社に募金期間中の一定期間、車両内・駅構内へのポスター掲示を依頼する。
- ② コミュニティバス等に募金期間中の一定期間、ポスター掲示を依頼する。
- ③ 公民館等の公共施設、金融機関などに募金期間中の一定期間、ポスター掲示を依頼する。

9 助成団体・施設による広報の強化

- ① 助成先・利用者の感謝の気持ち（ありがとうメッセージ）をチラシ・ありがとう葉書・ホームページ等、色々な媒体・機会を通じて住民等に伝える。
- ② 助成事業・助成物品等に掲示・シール貼付を行い、あらゆる機会を通じて共同募金の使い道や役立っていることを住民に伝える。
- ③ 助成した車両のシール貼付は、従来の両サイド2箇所に加えて後部1箇所を加え、計3箇所とする。
- ④ 共同募金の約7割の配分を受けている市町村社協は、助成事業の際に必ず住民等の寄付に基づき実施していることを明示し、住民等の共同募金への理解・関心を高めるよう努める。
- ⑤ 市町村社協に交付された「赤い羽根マーク」が記載された車両を、募金活動等に積極的に使用する。

第4 顕彰

1 寄付者・協力者への表彰、感謝等

- ① 奉仕功労者、優良地区・団体、従事功労者、優良支会に対する本会会長による顕彰を県社会福祉大会で実施する。
- ② 千葉県知事表彰（共同募金運動功労者）に該当する個人・団体を推薦し、県社会福祉大会で顕彰する。
- ③ 厚生労働大臣表彰（共同募金運動奉仕功労者・団体）、中央共同募金会会長表彰（奉仕功労者、優良地区・団体、従事功労者）に該当する個人・団体を推薦し、全国社会福祉大会で顕彰する。
- ④ 本会会長感謝状の贈呈対象となる高額寄付者への顕彰を実施する。
- ⑤ 厚生労働大臣・千葉県知事・中央共同募金会会長感謝状（楯）の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦する。
- ⑥ 紺綬褒章の贈呈対象となる高額寄付者を、候補者として関係機関に推薦する。

- ⑦ 共同募金奉仕者が奉仕活動を原因として負傷、疾病または死亡した場合、中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に基づき、中央共同募金会に見舞金の申請を行う。
- ⑧ 奉仕功労者・従事功労者など、潜在候補者の把握に努める。

第5 共同募金以外の寄付金の受入・助成

1 受配者指定寄付金・受配者指定のない寄付金の受入

- ① 受配者指定寄付金を通年受け入れ、審査・助成を行う。
- ② 受配者指定のない寄付金を通年受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。

2 社会福祉法人（特定公益増進法人）としての寄付金の受入

- ① 特定公益増進法人である社会福祉法人として寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。
- ② 相続・遺贈による寄付金を受け入れ、寄付者の意向を踏まえ助成する。

3 車両競技公益資金記念財団等への推薦

- ① 車両競技公益資金記念財団等への助成要望（ボランティア助成事業、保育所の原状回復助成）について、中央共同募金会等と連携し推薦業務を行う。

第6 災害時の被災者支援

1 災害見舞金の交付

県内で災害が発生し、次の災害を受けた本人またはその遺族に災害見舞金規程に基づき速やかに見舞金を交付する。

- ① 住家の全焼及び半焼
- ② 死亡（行方不明者を含む）及び重傷
- ③ 住家の流出、全壊、半壊及び床上浸水

2 災害義援金の実施

- ① 本県において災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合には、中央共同募金会と連携し、報道機関及び関係機関等の協力を得て災害義援金の募集をする。その際、支会の協力により義援金を募集し、配分委員会の決定に基づき助成を行う。
- ② 他の都道府県において大規模災害が発生した場合は、被災都道府県及び中央共同募金会の依頼により、義援金の募集及び送金を行う。

3 災害等準備金

- ① 社会福祉法第118条に規定する大規模災害（災害救助法第2条に規定する災害等）の発生その他特別の事情に備えるため、共同募金総額の3%を災害等準備金として積み立てる。（都道府県共同募金会申し合わせ）

- ② 本県において①の大規模災害等が発生した場合は、災害ボランティア活動等への支援を迅速かつ適切に行うため、速やかに準備金の有効活用を図る。
- ③ 他県において①の大規模災害等が発生した場合は、災害ボランティア活動等への被災都道府県共募の支援が迅速かつ適切に行われるよう、関東ブロック内都県共募又は全国都道府県共募と協力し、速やかに準備金の有効活用を図る。(災害支援制度運営要綱、災害支援制度実施要領)

4 災害発生に伴う支援

- ① 県内において発生した地震、台風や竜巻などの自然災害に対し、市町村社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを立ち上げた場合、その運営費を予算内で助成する。

Ⅲ 組織運営

1 会の運営

- ① 理事会 3回(6月11日、7月、平成31年3月)
- ② 監事監査 1回(5月)
- ③ 評議員会 3回(6月29日、7月、平成31年3月)
- ④ 配分委員会 3回(7月、12月、平成31年3月)
- ⑤ 評議員選任・解任委員会 必要に応じ開催

2 支会との連絡調整

- ① 事務局長会議 2回(7月、平成31年3月)
- ② 事務担当者会議 2回(4月、8月)
- ③ 新任職員研修 1回(4月の事務担当者会議終了後開催)
- ④ 研修会 2回(7月の事務局長会議、8月の事務担当者会議の際)
- ⑤ ブロック会議 各ブロック1回(開催時期・テーマはブロックごとに調整)

3 4都県ブロック会議

東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県で組織する「首都圏共同募金会職員研究協議会」への参加(30年度は東京都が当番である)
・平成30年6月開催予定

4 中央共同募金会等主催の会議・研修会への参加

(1) 会議等

- ① 中央共同募金会理事会・評議員会 4回(6月2回、平成31年2月、3月)
- ② 都道府県常務理事・事務局長会議 2回(7月、平成31年2月)
- ③ 全国社会福祉大会(11月)
- ④ 関東ブロック都県共同募金会研究協議会(6月)

(2) 研修会

- ① 都道府県共同募金会職員研修会（4月）
- ② 赤い羽根全国ミーティング in 山口（7月）

5 事務局

- ① 支会・社会福祉協議会など関係機関との連携を強化するとともに、情報提供を徹底し、協力体制を構築する。
- ② ガバナンス強化と財務規律の適正化に努める。
- ③ 共同募金運動の周知・募金・助成・広報等の取組みを強化し、ニーズの発掘に努める。また、新たな募金手法を検討する。